

○報酬及び費用弁償に関する条例

制定	昭和36年4月25日	条例第3号
改正	昭和36年12月27日	条例第7号
	昭和37年12月5日	条例第6号
	昭和39年3月18日	条例第2号
	昭和42年2月25日	条例第1号
	昭和52年3月10日	条例第1号
	平成18年11月27日	条例第8号
	平成18年11月27日	条例第11号
	平成20年3月6日	条例第1号
	平成20年11月28日	条例第2号
	令和7年2月7日	条例第1号

第1条 この条例は、非常勤の管理者、副管理者及び議会の議員、委員又は委員会の委員（附属機関の委員を含む。）並びに臨時又は非常勤の職員（以下これらを「特別職の職員等」という。）の報酬（議員にあっては、議員報酬。以下同じ。）及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 特別職の職員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 管理者 | 月額 8,000円 |
| (2) 副管理者 | 月額 7,000円 |
| (3) 議会議長 | 月額 8,000円 |
| (4) 議会副議長 | 月額 7,000円 |
| (5) 議会議員 | 月額 6,000円 |
| (6) 監査委員 | 月額 1,000円 |
| (7) 公平委員会の委員 | 月額 1,000円 |
| (8) 附属機関の委員 | 豊中市の例に準じて組合規則で定める額 |
| (9) 臨時又は非常勤の職員 | |

常勤の職員との権衡を考慮して管理者が定める月額又は日額

第3条 前条の規定により月額で報酬が定められている者に対する報酬は、その職に就いた当日分から日割計算により支給する。

2 前項の者が離職したときの報酬はその当日分まで日割計算により支給し、死亡したときの報酬はその当月分まで支給する。ただし、離職の日において再び特別職の職員等となった場合は、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

第4条 報酬は、毎月末日までに、その月分を支給する。

第4条の2 特別職の職員等のうち、次の各号に掲げる者で6月1日及び12月1日に在職している者に対しては、予算の定めるところにより期末手当を支給することができる。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者

報酬及び費用弁償に関する条例

(3) 議会の議員（議長及び副議長を含む。）

2 前項の期末手当の額及び支給方法については、管理者が定める。

第5条 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、豊中市の例による。

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年12月27日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年12月15日から適用する。

2 この条例による改正後の報酬及び費用弁償に関する条例第4条の2第1項の規定にかかわらず、昭和36年12月15日に支給する期末手当の支給日については、管理者が定める。

附 則（昭和37年12月5日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月18日条例第2号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年2月25日条例第1号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月10日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて昭和51年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に特別職の職員等に支払われた報酬は、この条例による改正後の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成18年11月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月27日条例第11号抄）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月7日条例第1号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。